

4. 公園等

- [1] 出入口
- [2] 園路
- [3] 便所
- [4] 駐車場
- [5] 案内標示等
- [6] ベンチ
- [7] 附帯設備

□公園等の整備にあたっての基本方針

公園は、高齢者や障害者、さらに子どもを含むすべての人が余暇を過ごす場所として、散策、運動、自然とのふれ合いや人々の交流の場など、さまざまな利用が考えられ、その果たすべき役割は大きなものがある。

このことから、公園は高齢者や障害者を含むすべての人が利用しやすいよう整備を行うことが重要である。

- ・公園内には高齢者や障害者にとって利用しやすい出入口を少なくとも1箇所以上設け、これと連続した園路を確保する。
- ・ベンチ、水飲み器などの附帯設備については障害者や幼児等でも利用できるよう設計・整備を行う。
- ・案内標示は当該公園の規模、利用形態、設置場所等に工夫を行う。